

## 各種支払いの免除・先延ばし ～収入が減少し納付・支払いが困難な方へ～

### ■市税の納付先延ばし

- ▶ **対象者** 令和2年2月以降の収入が前年と比べて約20%以上減少し、納付することが困難な方
  - ▶ **対象の税** 令和2年2月1日～3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、固定資産税、軽自動車税などほぼすべての税目
  - ▶ **猶予期間** 1年間（状況に応じて、さらに1年間猶予できる場合もあります）  
※猶予期間中、延滞金はかかりません。担保の提供も不要です。  
※上記以外にも納税を猶予できる場合があります。詳しくは税務課にご相談ください。
- 問 市民部 税務課 ☎81-2119

### ■国民年金保険料の免除

- ▶ **対象者** 次のいずれにも該当する方
    - ①休業や失業などで収入が減少
    - ②収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがある
  - ▶ **申請方法**  
申請書に必要な書類を添えて、市役所市民課・行政局市民係・出張所に提出するか、年金事務所へ郵送してください。  
必要書類は、市役所市民課窓口のほか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。  
日本年金機構ホームページ URL <https://www.nenkin.go.jp/>
- 問 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004  
受付時間：月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

### ■水道料金などの支払い先延ばし

- ▶ **対象者** 収入が減少し、一時的に水道料金などの支払いが困難な方
  - ▶ **対象の料金** 水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料
  - ▶ **猶予期間** 申出から最長で4カ月間（猶予期間後も支払いについての相談に応じます）
- 問 上下水道局 上下水道課 ☎82-1527

### ■介護保険料の納付先延ばし・減免

- ▶ **対象者**  
世帯の主たる生計維持者の収入が減少するなどの被害を受けた、介護保険第1号被保険者である方（65歳以上の方）
  - ▶ **納付猶予・減免**、どちらも申請が必要です。制度の詳細な内容（納付猶予期間や減免基準・割合など）はお問い合わせください。
- 問 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

### ■市営住宅使用料（家賃）の減免

- ▶ **対象者** 収入が減少し、世帯の月額収入が52,000円以下となった方
  - ▶ **減免期間** 3カ月（申請により3カ月単位で延長が可能）
  - ▶ **減免内容** 家賃月額を2分の1に減免
- ※減免を受けるには申請が必要ですので、事前にご相談ください。
- 問 建設部 都市計画課 ☎82-1114

## 特別定額給付金 ～対象者1人につき10万円を支給～

- ▶ **対象者** 基準日（令和2年4月27日）時点で、市に住民登録されている方
  - ▶ **給付額** 1人につき10万円
  - ▶ **受給権者** 給付対象者の世帯の世帯主
  - ▶ **申請・給付方法**
    - 【申請方法】 ①申請書類の郵送（記名押印のうえ返信用封筒で返送してください。）  
②マイナンバーカードを活用して行うオンライン申請（マイナポータル）
    - 【必要書類】 ①本人確認書類（運転免許証、健康保険証などの写し1点）  
②振込先口座の確認書類  
（金融機関名、口座番号、カナ氏名などを確認できる通帳の写し）
    - 【給付方法】 原則として申請者の本人名義の口座に振込みます。  
※代理人による申請も可能ですが、その場合は本人と代理人の関係を証明する書類の提出が必要です。（戸籍抄本など）
  - ▶ **申請期限** 8月11日（火）
- ※詳しくは、個別に郵送されたお知らせ、または市ホームページなどでご確認ください。  
申請書が届かない場合は、基準日時点にお住まいだった市町村にお問い合わせください。
- 問・申 保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

## 子育て世帯への臨時特別給付金 ～対象児童1人につき1万円を支給～

- ▶ **対象者** 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者（0歳～中学生のいる世帯）※特例給付の方には支給されません。
  - ▶ **給付額** 対象児童1人につき1万円（3、4月分の児童手当対象児童）
  - ▶ **申請・給付方法**
    - 【申請方法】 申請は必要ありません。ただし、支給を辞退する場合には、届出が必要です。  
※公務員の方は3月31日に住所を有していた市町村に申請が必要です。
    - 【給付方法】 児童手当を受給している口座に振り込みます。  
※公務員の方は申請いただいた口座へ振り込みます。
    - 【給付時期】 6月下旬 ※公務員の方は申請受付後に順次支給します。
  - ▶ **配偶者からの暴力を理由に避難されている方へ**  
児童手当を配偶者（加害者）などが受けている場合でも支給を受けることができる場合がありますのでお問い合わせください。
- ※詳しくは、個別に郵送されたお知らせ、または市ホームページなどでご確認ください。
- 問・申 保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000

